

○東京藝術大学グローバル戦略推進委員会要項

〔平成27年3月5日〕
制 定

改正 平成28年3月24日

(設置)

第1条 東京藝術大学大学改革プラン推進会議規則第9条の規定に基づき、東京藝術大学大学改革プラン推進会議に東京藝術大学グローバル戦略推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進委員会は、スーパーグローバル大学創成支援事業に係る取組を総括するとともに、本学におけるグローバル戦略に関する重要事項について審議及び企画立案するものとする。

(組織)

第3条 推進委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事（教育担当）
- (2) 副学長
- (3) 学長特命（国際交流）
- (4) 学部長
- (5) 映像研究科長
- (6) 国際芸術創造研究科長
- (7) 事務局長
- (8) 前各号のほか学長が必要と認める者 若干人

(任期)

第4条 前条第7号に規定する者の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 推進委員会に委員長を置き、理事（教育担当）をもって充てる。

2 委員長は、推進委員会を主宰する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めた場合、構成員以外の者を推進委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 推進委員会は、グローバル戦略に関する個別的又は専門的事項を調査・検討するため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関する事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、国際企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、推進委員会の運営等に関し必要な事項は、推進委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年3月5日から施行する。

附 則
この要項は、平成28年4月1日から施行する。